

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 工場（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 22 年 4 月 1 日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、150 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 21 日から 22 年 4 月 1 日まで  
昭和 21 年 7 月 21 日から 22 年 3 月末日まで A 社 B 工場で勤務していた。当時、夜勤で相撲を取っていたこと、会社の配給で寒ブリの片身と賞与として 800 円もらったことを覚えている。

申立期間について、A 社 B 工場で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人は、昭和 21 年 7 月 21 日に A 社 B 工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるものの、氏名が線で消され、資格喪失日欄が空欄となっている。

しかし、申立人は、i) 当時、A 社に正社員として勤務していたこと、ii) 職長が相撲好きで夜勤時にはひたすら相撲を取らされたこと、iii) 1 月から 2 月頃、配給で寒ブリの切り身四分の一をもらい焼いて 1 回で食べたこと、iv) 年末にボーナスが支給されたことを具体的に記憶しているところ、同社に係る被保険者名簿から連絡先が判明した申立期間に係る被保険者記録が確認できる同僚（2 人）は、いずれも申立人が同社で勤務していたと証言している上、このうち一人は、「昭和 21 年の 12 月にボーナスの支給があった。

会社の敷地内に相撲場があり相撲が盛んであった。生魚の支給があり焼いて食べた。」と証言しており、申立人の記憶と一致していることから、申立人が申立期間当時、同社において勤務していたことが推認できる。

また、当該被保険者名簿によると、申立人と同日（昭和 21 年 7 月 21 日）に資格取得した同僚 3 人も申立人と同様、氏名が線で消されているが、オンライン記録によると、当該 3 人には同年 7 月 21 日を資格取得日とする当該事業所における被保険者記録（資格喪失日はそれぞれ 39 年 1 月 10 日、49 年 8 月 1 日、53 年 6 月 16 日）が確認できる。

さらに、申立人は、「昭和 22 年 3 月末に A 社 B 工場を退職した後、D 市の E という会社で 10 日間ほど仕事をした。その後、新聞で F 地区の仕事を見付け G 県の職安に行ったが、F 地区の仕事が中止となったため、H 県の I 地区で仕事をするようになった。メーデーに参加した後、I 地区へ行った。」と具体的に主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和 22 年 5 月 16 日に J 社 K 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人の主張には信ぴょう性が認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 22 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿において確認できる昭和 21 年 7 月の資格取得時の記録から、150 円とすることが妥当である。

## 富山厚生年金 事案 730

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年7月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月17日から同年8月1日まで  
昭和23年4月にA社へ入社し、62年3月31日に同社を退職するまで継続して勤務していた。

昭和43年7月17日にA社C支店から同社B支店へ異動しただけなのに、1か月が空白になっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された職員カード及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年7月17日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成9年1月、同年3月及び同年4月に係る標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②のうち、平成18年10月から同年12月までの期間及び19年4月に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から9年6月1日まで  
② 平成18年9月1日から19年5月25日まで

申立期間について、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額に見合う保険料よりも高額になっている。

控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成9年1月、同年3月及び同年4月については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書により、申立人は、オンライン記

録の標準報酬月額（28万円）を超える給与額（9年1月は34万6,188円、同年3月は39万1,750円、同年4月は37万438円）の支払いを受け、当該給与額に見合う標準報酬月額（9年1月は34万円、同年3月及び同年4月は38万円）、又はそれより低額の標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料（2万9,495円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管していた当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が標準報酬月額を28万円として届け出たことが確認できることから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成9年2月については、上記の給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（28万円）よりも高額であるものの、給与額に見合う標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成8年10月から同年12月までの期間及び9年5月については、A社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないとしており、申立人の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない上、ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、平成18年10月から同年12月までの期間及び19年4月については、申立人から提出されたB社に係る給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）を超える給与額（18年10月は21万円、同年11月は21万3,750円、同年12月は21万円、19年4月は21万3,750円）の支払いを受け、当該給与額に見合う標準報酬月額（18年10月から同年12月までの期間及び19年4月は22万円）に基づく厚生年金保険料（1万5,717円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管していた当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が標準報酬月額を19万円で届け出たことが確認できることから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成18年9月及び19年1月から同年3月までの期間については、上記の給与明細書及びB社が保管している賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）よりも高額であるものの、給与明細書及び賃金台帳に記載された給与額に見合う標準報酬月額（18年9月は19万円、19年1月は17万円、同年2月は16万円、同年3月は17万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間当時は大学生でA県に住んでいたが、20 歳になった昭和 63 年 \* 月頃に実家の父親がB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金の加入手続後、赤紫色の年金手帳（現在の年金手帳よりも縦長で、金文字で「国民年金手帳」と記載）が送付されてきたが、平成 2 年秋頃に、社会保険庁（当時）から、新しい年金手帳を交付するため、古い年金手帳の返還を求める旨の文書が届いたので、赤紫色の年金手帳を返送したところ、新しくオレンジ色の年金手帳が送付されてきた。

申立期間の国民年金保険料については、父親が間違いなく納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年 \* 月頃に実家の父親がB市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この頃に加入手続を行ったものとみられ、申立人の主張と異なる。

また、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとする父親は、「加入手続の際に国民年金保険料の口座振替手続も行った。」としているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、B市は、平成 3 年 5 月に申立人の口座振替申請を受け付けていることが確認できる。

さらに、戸籍の附票により、申立人は、昭和 63 年 4 月 8 日から平成元年 2

月 17 日まで A 県 C 町（現在は、D 市）で住民登録していることが確認できるが、申立人は、同町で国民年金の加入手続を行ったことは無いとしている上、B 市は、「他市町村に住民登録をしている者から国民年金の加入申請があっても受付できないので、住民登録地で手続するよう説明していたと思われる。」と回答している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続後に赤紫色の年金手帳が届き、その後、平成 2 年秋頃に、社会保険庁から、新しい年金手帳を交付するため、古い年金手帳の返還を求める旨の文書が届いたと主張しているが、B 市は、「当時は、社会保険庁が発行したオレンジ色（三制度共通）の年金手帳を交付しており、申立人が主張するような年金手帳を交付していたことは無かった。」と回答しているほか、当時、社会保険庁から、新しい年金手帳を交付するために古い年金手帳の返還を求める旨の文書が発送されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から同年 9 月まで  
② 昭和 60 年 11 月

何歳の誕生日かは覚えていないが誕生日の前ぐらいに国民年金保険料納付の督促状が送られてきたため、市役所に対し、私は電話で、両親は市役所の窓口で一度には支払うことができない事情を説明したところ、担当者から 2 か月分ずつ保険料を納付するように説明を受けた。

それからずっと 2 か月分ずつ国民年金保険料を両親に納付してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料については、当時の家計簿からも納付したことになっているので、オンライン記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、誕生日の前ぐらいにその両親が A 市で国民年金の加入手続きを行い、そのときから現年度保険料と過年度保険料の 2 か月分を毎月納付していたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 62 年 1 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を過年度納付することが可能であったと考えられる。

しかし、A 市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間①の国民年金保険料が未納になっており、過年度分の保険料は昭和 61 年度分から納付し始めていたことがうかがわれ、60 年度分の保険料は 62 年 12 月 7 日に初めて納付されていることが確認できる上、申立人の保険料納付時期の状況から、申立人の保険料は必ずしも納期限が古い期間の保険料から納付されていたとみられないことから、申立期間①については、既に時効が成立

し、納付できなかつたものとするのが自然である。

また、申立人は、母親が国民年金保険料を支払ったことを記入していたとする当時の家計簿を提出しているが、当該家計簿には、申立人が2か月分の保険料を支払ったと主張する金額が記入されていないところがある上、国民年金の保険料が納付済みとされている月においても保険料を支払った記入が見当たらないなど、家計簿に記入されている保険料額がどの期間の保険料なのか特定することができない。

申立期間②について、A市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人は、当該期間の国民年金保険料を一度納付したことが確認できる。

しかし、申立人が国民年金保険料を納付した申立期間②は、既に時効が成立し、納付済期間とすることができず、昭和63年2月に61年1月分の保険料として充当されたことが確認でき、さらに、申立人が61年1月分として納付した保険料は、63年3月に61年2月分の保険料として充当されたことが確認できる。

また、申立人は、当時の家計簿からも国民年金保険料を納付したことになっていると主張しているが、提出された家計簿からは申立期間②の保険料を納期限までに納付したことは確認できない。

さらに、提出された家計簿のほか、申立期間①については申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料が、申立期間②については、申立人が納付期限までに保険料を納付したことを示す資料が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

昭和48年頃に、私が、元夫と私の国民年金の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を納付してきた。

ところが、年金記録をみると、元夫は申立期間の国民年金保険料を納付済みであるのに、私は未納とされている。

元夫と私は一緒に国民年金に加入しており、納付記録は一致するはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃に、その元夫と申立人の国民年金の加入手続を同時に行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は51年2月に、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は48年5月に払い出されたことが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人とその元夫が同時期に国民年金の加入手続を行った状況はうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期に係る記憶が明確ではない上、申立期間の国民年金保険料の納付金額、納付場所及び納付方法についても覚えていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年1月までの期間、9年9月から10年2月までの期間及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年1月まで  
② 平成9年9月から10年2月まで  
③ 平成13年3月

オンライン記録では、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっているが、社会保険事務所（当時）の職員が集金に来た際に支払った記憶があるので、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金保険料を「社会保険事務所の職員が集金に来た際に支払ったと思う。」と主張しているが、オンライン記録によると、当該期間の記録は、平成13年2月2日に追加登録されたものであることが確認できることから、当時は未加入期間であったと考えられ、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は現在所持している年金手帳（オレンジ色）のほかに、別の年金手帳が交付されたことは無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行ったと思うとしていることから、その母親に照会をしたが、加入手続を行った時期及び場所等について覚えていないとしており、当時の状況は不明である。

2 申立期間③について、当該期間前の平成12年9月から同年12月までは過年度納付し、平成13年1月、同年2月及び申立期間後の同年4月から同年6月までは現年度納付をしており、当該期間の前後の期間は納付済みとなって

いる。

しかしながら、平成9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低く、申立期間の国民年金保険料の納付についての記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に「社会保険事務所の職員が集金に来た際に支払ったと思う。」としているのみで、納付時期、領収書等については覚えていないと回答している。

- 3 上記のほか、申立期間①、②及び③について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 732

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 23 日から同年 12 月 1 日まで  
申立期間について、A社で昭和 63 年 11 月 30 日まで勤務していたのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 10 月 23 日になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社に昭和 63 年 11 月 30 日まで勤務していた。」と主張している。

しかし、A社が保管する社員名簿の退職日及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の離職等年月日は、いずれも昭和 63 年 10 月 22 日とされていることが確認できる上、当該日付の翌日は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

また、被保険者資格記録照会回答票（証交付・回収記録）により、申立人の健康保険被保険者証が、資格喪失日（昭和 63 年 10 月 23 日）後の昭和 63 年 11 月 9 日に回収されていることが確認できる。

さらに、A社は、「保管していた資料以外に当時のことは分からない」としており、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 28 日から 30 年 4 月 23 日まで  
A 社（現在は、B 社）C 工場に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 30 年 12 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間後に厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。